

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」第5回総会

日時：令和2年9月30日（水）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

— 会 議 次 第 —

議 事

1 諮 問

「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

2 受理報告

3 その他

【審議資料】

資料1 「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案について

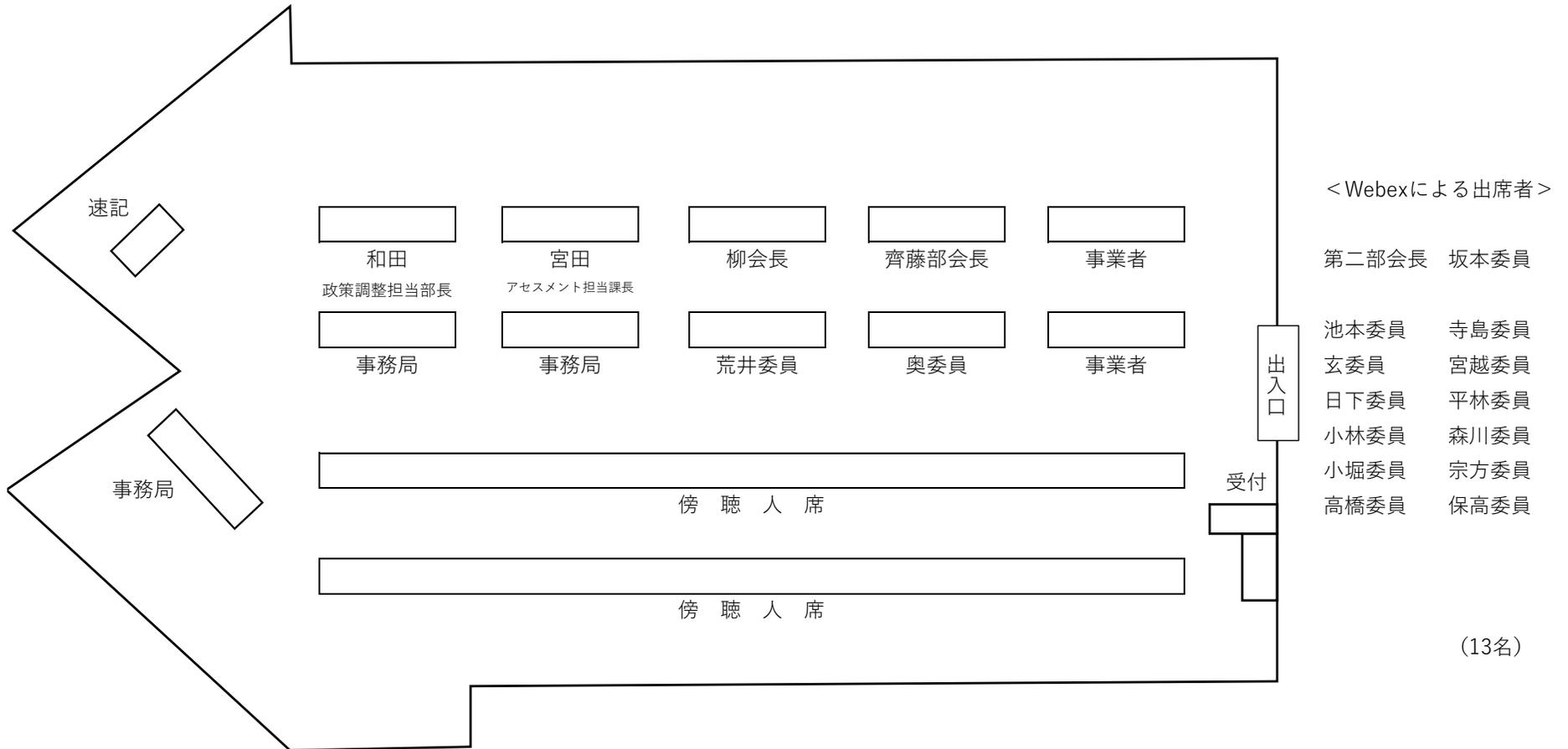
資料2 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案について

資料3 受理報告

令和2年度「東京都環境影響評価審議会」総会 座席配置

日時：令和2年9月30日（水）午前11時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



< Webexによる出席者 >

第二部会長 坂本委員

池本委員 寺島委員
玄委員 宮越委員
日下委員 平林委員
小林委員 森川委員
小堀委員 宗方委員
高橋委員 保高委員

(13名)

2 環 総 政 第 214 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例（昭和 55 年東京都条例第 96 号）第 50 条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和 2 年 9 月 30 日

東京都知事 小池 百合子

記

諮問第 511 号 「(仮称) 新宿駅西口地区開発事業」環境影響評価書案

2 環 総 政 第 277 号

東京都環境影響評価審議会

東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第50条の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

令和2年9月30日

東京都知事 小池百合子

記

諮問第512号 「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業」環境影響評価書案

受 理 報 告 (9 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 対象計画策定に係る書面提出書	多摩都市計画道路3・1・6号南多摩尾根幹線(稲城市百村～聖ヶ丘五丁目間)建設事業	令和2年8月6日
2 着工届	(仮称)日本橋一丁目中地区再開発計画	令和2年9月7日
3 事後調査報告書	一般国道16号横浜町田立体建設事業(工事の施行中その13)	令和2年6月29日
	三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線、武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線(三鷹市野崎～武蔵野市関前間)建設事業(工事の施行中その9)	令和2年7月31日
4 変 更 届	江東区有明北3-1地区開発計画	令和2年6月30日
	都市高速道路外郭環状線(世田谷区宇名根～練馬区大泉町間)事業	令和2年8月5日
5 完 了 届	(仮称)四谷駅前地区市街地再開発事業	令和2年8月6日

7月 受理報告に係る助言事項一覧
(事業者回答)

報告年月日：令和2年7月21日

■事後調査報告書

事業名：光が丘清掃工場建替事業（工事の施行中その2）

事業者名：東京二十三区清掃一部事務組合

項目	助言事項	事業者回答
大気汚染	1 建設車両の影響は二酸化窒素濃度にごくわずかにみられるようですが、予測値よりも低く、問題のないレベルであることが確認できました。 工事用車両の経路変更も良かったと思いますし、それに伴う走行影響も近隣の自排局と比較して同程度であることが確認でき、問題のないことが確認できました。 環境保全のための措置もしっかり取っていただいているようですが、粉じんは苦情があったとのことですので、引き続き、配慮くださるようお願いいたします。	粉じんにつきましては、引き続き周辺に影響がないよう適宜場内散水を実施し、飛散防止に努めます。 また、別紙1図5中の⑨測定局の名称につきましては、今後の図書作成で修正いたします。

9月 受理報告に係る助言事項一覧

報告年月日：令和2年9月30日

■事後調査報告書

事業名：一般国道16号横浜町田立体建設事業（工事の施行中その13）

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	毎正時から10分の測定を行っていますが、工事機械は稼働状態によって騒音振動が大きく異なるように感じます。適切に対象工事の騒音振動をとらえていると考えられるのでしょうか？	池本委員

■事後調査報告書

事業名：三鷹都市計画道路3・2・6号調布保谷線武蔵野都市計画道路3・3・6号調布保谷線（三鷹市野崎～武蔵野市関前間）建設事業（工事の施行中その9）

事業者名：東京都

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	使用機械の変更によって土工[舗装版とりこわし]における L_{A5} 値が予測値を超え、勧告基準ぎりぎりにまで高くなっています。可能であれば予測時に想定した機械を使用するなどして、騒音の抑制に努めて下さい。また、舗装工[敷均し・転圧]における L_{A5} 値は予測値どおりですが、勧告基準ぎりぎりです。こちらも、可能な限り騒音の抑制に努めて下さい。	高橋委員

■変更届

事業名：江東区有明北3-1地区開発計画

事業者名：住友不動産株式会社

項目	助言事項		委員
騒音・振動	1	計画変更によって工事の中断期間が10年を超え、全体としての工期が大幅に延長されます。騒音・振動の面で大きな影響は無いようですが、周辺住民への心理的影響（イライラ感などの心理的ストレス）が生じる可能性がありますので、十分な配慮を心がけて下さい。	高橋委員

廃棄物	1	<p>評価のところで「若干増加」という表現を使っておられます。3-1-C 街区暫定施設の分増え、割合にしては全体の 1~2%ですが、これは事業規模が大きいためとも考えられます。建設発生土は 8563m³、建設汚泥は 2600m³ の増加です。どのように再利用、再資源化するかわかりませんが、仮に 10 トン車で搬出することを考えると 1000 台を超える台数になり、土工事を行う 3 か月のうちに搬出すると考えると、若干という表現を使うことが妥当か疑問を感じます。</p>	池本委員
-----	---	--	------

■変更届

事業名：都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大井町間）事業

事業者名：国土交通省 関東地方整備局

項目	助言事項		委員
水循環	1	<p>本説明では評価対象が曖昧であるため、図 6.4.1-1 に予測範囲と表 6.4.1-1 の予測地点が明示されるべきです。さらに、除外する「深層地下水（東久留米層）」だけでなく、対象とする浅層地下水、深層地下水の定義も明示されるべきです。</p> <p>予測結果（17 ページ）について、解析結果（シミュレーション結果）の妥当性の評価が示されていません。モデルや境界条件が変更されているため、改めて妥当とする根拠を記載すべきです。また、本事業による水位変化の値が小さくとも、渇水期などの時期により水循環への影響が異なることが考えられます。特に浅層地下水の水位は季節変動が大きいことが想定されますので、予測結果を示す場合には低水位期における影響について説明が必要です。</p> <p>「掘削工事、トンネル工事の実施に係る地下水の水位及び水質予測結果」の予測結果（21 ページ）について、表/図 6.4.1-1 を根拠としていますが、期間の説明が異なっており、対象期間は同等であるか疑念があります。同じである場合は、その旨を記載すべきです。</p>	宮越委員
地盤	1	<p>「道路（地表式又は掘割式、地下式）及び換気所の存在に係る地盤沈下」の予測結果（22 ページ）について、予測地域と地点を明示すべきです。</p> <p>「掘削工事、トンネル工事の実施に係る地盤沈下」の予測結果（24 ページ）について、参照とする予測結果の期間の説明が異なります。異なる場合は参照することは不適切ですので、同じである場合はその旨を記載すべきです。また、評価結果（24 ページ）について、地下水位は保全される、20 mm 以内に収まると断定されていますが、これらが予測と分かるように文章を修正すべきです。</p>	宮越委員